# 狭山事件の公正な裁判――事実調べを求めます

狭山事件は1963年5月の事件発生から41年。第2次再審請求が出されてからでさえ18年になろうとしています。

この事件は市民常識からみてもあまりにも疑問の多い事件です。第一に、指紋や血痕などの物証がありません。それに、自白の内容も不自然・不合理な点が多すぎます。字を書く習慣のなかった石川一雄さんが脅迫状を書いたとすることにも合理的疑いがあります。

狭山事件の裁判では、1974年10月の確定判決以来30年近くも、鑑定人尋問も現場検証もまったくおこなわれていません。弁護団はこれまでに、19通にもおよぶ筆跡鑑定書、3次元スキャナを用いた足跡鑑定書、殺害方法に関する法医学鑑定書等、確定有罪判決に合理的疑いをいだかせる多数の新証拠を提出しています。

第2次再審請求においては、元警察鑑識課員である齋藤保・指紋鑑定士が提出した5通の鑑定書で、石川一雄さんの自白の信用性、確定判決の認定をゆるがす新事実がいくつも発見されています。

にもかかわらず、東京高裁は、一度の鑑定人尋問もおこなうことなく、再審請求も異議申立も棄却しました。これだけ長い年月が経ちながら、検察官手持ち証拠の開示も事実調べもなされないのは、憲法に認められている公正・公平な裁判ではありません。

「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、最高裁判所が、再審棄却決定、異議申立棄却決定を取り消し、鑑定人尋問など事実調べをおこなうよう、東京高裁に差し戻すことを強く求めます。

## 呼びかけ人

石川文洋（報道カメラマン）
石坂啓（漫画家）
入川保則（俳優）
色川大吉（歴史学者）
永六輔（ラジオタレント）
江森陽弘（ジャーナリスト）
小田実（作家）
鎌田慧（ルポライター）
川崎英明（関西学院大学教授）
坂田明（ミュージシャン）

佐木隆三（作家）
佐高信（評論家）
佐藤慶（役者）
佐藤忠男（映画評論家）
佐野洋（作家）
澤地久枝（作家）
新藤兼人（映画監督）
司修（画家）
鶴見俊輔（哲学者）
中山千夏（作家）

庭山英雄（弁護士・元専修大学教授）
灰谷健次郎（作家）
針生一郎（評論家）
日高六郎（評論家）
本多勝一（ジャーナリスト）
前田憲二（映画監督）
前田哲男（ジャーナリスト）
増田れい子（ジャーナリスト）
武者小路公秀（大阪経済法科大学教授）

| 名前 | 住所 |
| --- | --- |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

最高裁判所第1小法廷　御中

●取り扱い団体